

消 安 委 第 181 号
令和 6 年 11 月 27 日

経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿

消費者安全調査委員会
委員長 中川 丈久
(公 印 省 略)

消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、木造立体迷路における事故に関して行った、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

【安全基準の策定等】

1 経済産業大臣への意見

経済産業省は、国土交通省、総務省消防庁等の協力を得て、以下の施策を行うこと。

（１）安全基準の策定

遊園地に設置された、屋外の木造大型複層遊具について、劣化（腐朽）の危険から消費者の生命及び身体の安全が確保されるよう、設置及び管理に関する安全基準を策定する等の対策を行うこと。

対策を行うに当たっては、地震、火災等、劣化以外の危険の取扱いについても検討すること。

（２）安全基準の遵守

既存の施設を含め、関係事業者に、（１）で策定された安全基準を遵守させるための施策を講ずること。その際、法令による規制の必要性も検討すること。

【緊急的対策】

2 経済産業大臣及び国土交通大臣への意見

経済産業省及び国土交通省は、事故が発生した施設と同種の施設について、安全基準の策定等を待たずに、関係事業者に対し、専門家による調査等を要請すること。